

第75号（令和3年7月21日発行）	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目次

頁

[条例]

- △ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財政課】 3

[規則]

- △ 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療援助課】 4
- △ 横浜市保健所長委任規則等の一部を改正する規則【健康福祉局医療安全課】 6
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境管理課】 8

[告示]

- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 18
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 19
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 20
- △ 環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）の一部改正【環境創造局環境管理課】 21
- △ 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針の一部改正【環境創造局環境管理課】 22
- △ 土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針の一部改正【環境創造局環境管理課】 23
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 24
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 25
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】 27
- △ 横浜市学校給食費の収納事務の委託【教育委員会事務局健康教育・食育課】 28

[公告]

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 29
- △ 同 【経済局商業振興課】 31
- △ 同 【経済局商業振興課】 33
- △ 同 【経済局商業振興課】 35
- △ 同 【経済局商業振興課】 37
- △ 同 【経済局商業振興課】 39
- △ 同 【経済局商業振興課】 41
- △ 配慮市長意見書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 43
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】 44
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 45
- △ 農用地利用集積計画の策定【環境創造局農政推進課】 46
- △ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】 47
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 48
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 49
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】 50

△ マンション建替組合に係る事業計画の変更の認可【建築局住宅再生課】	51
△ 建築基準法に基づく道路の指定【建築局建築企画課】	52
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	53
△ 同【建築局調整区域課】	54
△ 同【建築局調整区域課】	55
△ 同【建築局調整区域課】	56
△ 同【建築局調整区域課】	57
△ 同【建築局調整区域課】	58
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	59
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	60
△ 同【建築局建築指導課】	61
[達]	
△ 横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【健康福祉局医療安全課】	62
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	64
△ 同【南区地域振興課】	65
△ 同【旭区地域振興課】	66
△ 同【旭区地域振興課】	67
△ 同【旭区地域振興課】	68
△ 地縁による団体の認可【磯子区地域振興課】	69
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【磯子区地域振興課】	70
[水道局]	
△ 横浜市水道局契約規程の一部を改正する規程【経理課】	72
[交通局]	
△ 公印の新調【総務課】	73
[教育委員会]	
△ 個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額【教育施設課】	74
[職員共済組合]	
△ 令和2年度横浜市職員共済組合決算【職員共済課】	89

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第49号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第69条」を「一第69条」に、「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第13条第1項第12号中「除去」を「除却」に改める。

第33条第2項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 当該排出ガス量が40,000立方メートル以上の排煙発生施設（ウに掲げるものを除く。）においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を2月に1回以上それぞれ測定すること。ただし、当該排煙発生施設のうち、大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する特定工場等に設置されるばい煙発生施設においては、当該排出ガス量を2月に1回以上及び窒素酸化物の濃度を常時測定すること。

イ 当該排出ガス量が40,000立方メートル未満の排煙発生施設（ウに掲げるものを除く。）においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を6月に1回以上それぞれ測定すること。

第33条第2項第2号ウ中「ア及びイの規定にかかわらず、」を「大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げる」に改め、「うち」の次に「、水蒸気改質方式の改質器であって水素（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したものをいう。第4号イ(ウ)において同じ。）の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び」を加え、「あって」を「おいて」に改める。

第33条第2項第4号ア中「の測定」を削り、「頻度で行う」を「施設の規模に応じ、それぞれ次に定める頻度で測定する」に改め、同号ア(ア)中「施設にあっては、2月に1回以上測定すること。」を「施設 2月に1回以上」に改め、同号ア(イ)中「施設にあっては、6月に1回以上測定すること。」を「施設 6月に1回以上」に改め、同号イ中「別表第5の2に掲げる施設のうち排煙発生施設」を「排煙発生施設のうち別表第5の2に掲げる施設」に改め、「に該当する施設」及び「の測定」を削り、「次に掲げる頻度で行う」を「、次に掲げる施設の種類又は規模に応じ、それぞれ次に定める頻

度で測定する」に改め、同号イ(ア)中「にあつては、2月に1回以上測定すること。」を「(ウ)に掲げるものを除く。) 2月に1回以上」に改め、同号イ(イ)中「にあつては、6月に1回以上測定すること。」を「(ウ)に掲げるものを除く。) 6月に1回以上」に改め、同号イ(ウ)を次のように改める。

(ウ) 別表第5の2の表の51の項に掲げる施設(ガスを専焼させるものに限る。)、53の項に掲げる施設、54の項に掲げる施設(水蒸気改質方式の改質器であつて水素の製造能力が毎時1,000立方メートル未満のもの(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。))及び燃料電池用改質器に限る。)、59の3の項に掲げる施設、64の項に掲げる施設、68の項に掲げる施設及び73の項に掲げる施設 5年に1回以上

第34条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
2 条例第28条第1項第1号に規定する規則で定める物質の種類は、別表第11の左欄に掲げるとおりとする。

第36条第1号中「は、」を「が」に改め、「できる」の次に「コンクリート、タイル等の」を加え、「とし、その表面は耐性」を「であり、その表面に地下浸透禁止物質若しくは地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の種類若しくは性状により必要に応じて耐薬品性及び不浸透性」に改め、「こと」の次に「又は条例第29条第1項の作業に係る施設の下に地下浸透を防止することができる材質の受皿を設置する等の地下浸透禁止物質の浸透を防止する措置が執られていること」を加え、同条第3号を削る。

第44条第1項中「給油施設」の次に「(蒸気返還方式接続設備以外の設備を設けることにより別表第4の1に定める規制基準に適合するものを除く。)」を加える。

第60条の2第3項中「次の」を「別表第16に定める」に改め、同項各号を削る。

第60条の3中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地における土地の形質の変更

第60条の3第3項第2号中「土地の掘削を伴う」を「前号に掲げる土地以外の土地における」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第70条の3第1項第2号の規則で定める土地の形質の変更は、土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地(ダイオキシン類による土壤汚染のおそれの区分として別表第16に定めるものをいう。以下この条において同じ。)において行う

次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地が属するダイオキシン類管理対象地から搬出しないもの
- (2) 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないもの
- (3) 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満であるもの

第63条の見出し中「変更許可申請書」を「変更許可」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第75条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 既に許可を受けた揚水施設の数を減らす変更
- (2) 地下水の採取予定量を減らす変更
- (3) 揚水機の吐出口の断面積の合計を小さくする変更
- (4) 揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置を深くする変更
- (5) 揚水機の原因機の定格出力を下げる変更
- (6) 採取する地下水の用途を条例第73条第1項各号のいずれかに該当する用途とする変更

第67条第1項中「別表第16」を「別表第17」に改める。

第68条の次に次の1条を加える。

(設置の届出を要しない特定小規模施設)

第68条の2 条例第86条第1項に規定する規則で定める特定小規模施設は、前条第1号イに規定するガスエンジンのうちガスヒートポンプの動力に用いるもの(燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり10リットル未満であるものに限る。)とする。

第70条を次のように改める。

(石綿含有建築材料の定義)

第70条 条例第89条第1号に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- (1) 吹付け石綿
- (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)
- (3) 石綿布
- (4) 石綿を含有するセメント建材(成形板に限る。以下「石綿含有セメント建材」という。)
- (5) 石綿を含有する仕上塗材及び下地調整塗材(以下「石綿含有仕上塗材等」という。)

第70条の次に次の2条を加える。

(石綿排出作業の定義)

第70条の2 条例第89条第2号に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 吹付け石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- (2) 石綿含有断熱材等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- (3) 石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- (4) 石綿含有セメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業（当該作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有セメント建材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。）
- (5) 石綿含有仕上塗材等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
（開始の届出を要しない石綿排出作業）

第70条の3 条例第92条第1項に規定する規則で定める石綿排出作業は、前条第5号に掲げる石綿排出作業とする。

第71条中「第92条第1項第6号」を「第92条第1項第7号」に改め、同条第2号中「石綿排出作業」の次に「の工程を明示した石綿排出工事」を加え、同条第3号中「石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者」を「石綿排出工事の元請業者又は自主施工者」に改め、同条第6号中「大気中の石綿濃度等の」及び「（以下「石綿濃度等の測定」という。）」を削る。

第71条の2から第71条の7までを削る。

第72条の見出し中「測定」を「測定等」に改め、同条中「石綿濃度等の」を「条例第93条の規定による」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同条第1号中「第70条第1号から第3号まで」を「第70条の2第1号及び第2号」に、「同条第4号」を「同条第3号及び第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第93条の規定による測定の結果は、測定の日及び時刻、測定者、測定箇所並びに測定方法を明らかにして記録し、その記録を石綿排出工事が終了した日から3年間保存しておかなければならない。

第72条の2を次のように改める。

（石綿濃度等の測定を要しない石綿排出作業）

第72条の2 条例第93条に規定する規則で定める石綿排出作業は、第70条の2第5号に掲げる石綿排出作業とする。

第72条の3の見出し中「説明」を「報告」に改め、同条中「第94条の2」を「第93条の2」に、「説明」を「報告」に改める。

第72条の4の見出し中「説明の事項」を「報告事項」に改め、同条中「第94条の2」を「第93条の2」に、「第72条の2各号」を「

次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 石綿排出作業の工程を明示した石綿排出工事の工程表
- (2) 石綿排出作業の一連の作業の状況を示したもの
- (3) 条例第93条の規定による測定のために石綿排出作業を行う場所で試料を採取した際の状況を示したもの
- (4) 石綿排出作業の計画と実際の作業との相違点
- (5) その他市長が必要と認める事項

第7章第2節中第72条の4の次に次の1条を加える。

(石綿排出作業の完了の届出)

第72条の5 条例第94条第5号に規定する規則で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

第82条第1項中「別表第16」を「別表第17」に改める。

第88条第2項第1号中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

第91条第1項中「別表第17」を「別表第18」に改める。

別表第1の51の項中「(23)まで」を「(27)まで」に改め、同表の67の項中「の合計」を削る。

別表第4の1の表給油施設の項中「こと」の次に「、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けること」を加え、同表の備考中「水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法」の次に「その他適切な方法」を加え、別表第4の2(1)の表の備考2(2)、(3)及び(6)中「水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法」の次に「、規格K 0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K 0114又は規格K 0123に定める方法により測定する方法」を加える。

別表第17を別表第18とし、別表第16を別表第17とし、別表第15の次に次の1表を加える。

別表第16 (第60条の2第3項)

ダイオキシン類による土壌の汚染状況の調査方法

1 調査対象地の設定

調査対象地は、次に掲げる調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第70条の2第2項の規定により行うダイオキシン類管理対象事業所の廃止時の調査 ダイオキシン類管理対象事業所の敷地
- (2) 条例第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更時の調査 土地の形質の変更又は土地の一部の利用方法の変更を行う範囲

2 資料等調査

調査実施者は、調査対象地が属するダイオキシン類管理対象地について、条例第70条第1項の規定による記録その他の資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、第60条第2項各号に掲げる事項の把握を行うものとする。

3 土壌汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、2の資料等調査により把握した情報により、調査対象地を次に掲げる区分に分類するものとする。

(1) 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
次のいずれかに該当する土地をいう。ただし、ダイオキシン類特定施設が設置されていた期間を通じて舗装により覆われていた場合その他の構造上ダイオキシン類の土壌への浸透の可能性が低いと考えられる土地（以下「被覆された土地」という。）を除く。

ア ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地及びダイオキシン類特定施設に係る建物が設置されていた土地
イ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の保管又は処理（埋立てを除く。）をした土地及びこれらの作業に係る施設が設置されていた建物の敷地であった土地

ウ アに係るダイオキシン類特定施設、イに係る施設又はこれらの施設に係る建物の開口部その他のダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある場所から半径5m以内の範囲の土地

エ ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等（架空配管であつて、破損等がなく漏えいのおそれが少ないものを除く。）又は処理施設が設置されていた土地

オ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある固体又は液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した履歴のある土地

カ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の搬送経路（以下「搬送経路」という。）及び搬送経路の周辺5m以内の土地（以下これらを「搬送経路等」という。）であつて、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100㎡の土地（対象となる土地が100㎡に満たない場合は、対象となる全ての土地）

キ アからカまでに該当する土地の土壌を掘削して移動させた先の土地（条例第70条の3第2項の規定により、土壌の汚染状況の調査を行わずに土壌を掘削し移動させた土地に限る。）

- (2) 土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地
(1)に掲げる土地以外の土地
- 4 試料採取等を行う区画の選定
- (1) 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点とする。ただし、条例第70条の3第2項の規定により行う調査にあっては、当該調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点）とすることができる。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。
- (2) (1)の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）であって隣接するものに含まれる土地（被覆された土地を除く。）の面積の合計が130㎡を超えるないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20mを超えてはならない。
- (3) 調査実施者は、3(1)に掲げるダイオキシン類による土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画について、試料採取等の対象とする。
- 5 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施
- (1) 調査実施者は、4(3)により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、土壤の採取及び当該土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定を行うものとする。
- (2) 土壤の採取は、次の地点ごとに汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ5cmまでの土壤を採取するものとする。ただし、当該場所の位置が、農用地等人為的なくはんが行われている場所である場合は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ30cmまでの土壤を採取するものとし、条例第70条の3第2項（同条第7項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更に係る調査にあっては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壤については、当該採取の対象から除く

ことができる。

ア イに規定する土地以外の土地に係る試料採取にあつては、試料採取等区画の中心の地点（当該地点が被覆された土地に該当する場合は、それ以外の部分における任意の地点。以下同じ。）及び同地点の周辺4方向に位置し、かつ、同地点から2.5 m以上離れた当該試料採取等区画内にある4地点の合計5地点（試料採取等区画の状況により、試料採取等区画の中心の地点から2.5 m以上離れた場所に被覆された土地以外の土地が存在しない場合又は土地の傾斜が著しい場合その他の理由によりこれらの場所において土壌を採取することが困難であると認められる場合は、調査地点の代表性が確保できる当該試料採取等区画内の5地点とすることができる。）で土壌を採取するものとする。ただし、試料採取等区画内において、被覆された土地以外の土地の面積の合計が80 m²未満である場合にあっては、次の表の左欄に掲げる面積に応じて同表の右欄に掲げる試料採取地点数とすることができる。

試料採取等区画内の面積 （被覆された土地を除く。）	試料採取地点数
60 m ² 以上 80 m ² 未満	4 地点 以上
40 m ² 以上 60 m ² 未満	3 地点 以上
20 m ² 以上 40 m ² 未満	2 地点 以上
20 m ² 未満	1 地点 以上

イ 3(1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に係る試料採取にあつては、試料採取等区画のうち、排水管及び排水路の継ぎ目、集水升の付近等汚染のおそれが最も多い1地点で土壌を採取するものとする。

(3) 土壌に含まれるダイオキシン類の量の測定は、(2)により採取した土壌を風乾させた後、ふるい操作を行い、2 mmの目のふるいを通じたもの（(2)アにより試料採取等区画内の複数地点で土壌を採取した場合は、2 mmの目のふるいを通じた土壌を、それぞれ同じ重量混合したもの）を環境庁告示第68号別表に定める方法により測定することにより行う。

なお、環境庁告示第68号別表備考3に規定する簡易測定方法により測定を行った場合にあっては、測定により得られた値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測

定値に0.5を乗じた値を下限とし、それらの範囲内の値を同表に定める方法により測定した値とみなす。ただし、簡易測定値が500pg-TEQ/gを超えた場合は、さらに当該土壌を同表に定める方法（同表備考3に規定する簡易測定方法を除く。）により測定し、得られた値をもって測定した値とみなす。

6 汚染範囲確定調査の実施

5(3)の測定の結果、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g（以下「調査指標値」という。）以上であることが確認された場合にあっては、次のとおり汚染範囲を確定するための試料採取等を行うものとする。

なお、(1)又は(3)による試料採取等の結果、調査指標値以上の土壌が確認された場合にあっては、さらに汚染範囲を確定するための試料採取等を(1)又は(3)により行うものとする。

(1) 調査指標値以上の土壌が確認された場合（(2)及び(3)の場合を除く。）

当該土壌を採取した単位区画に隣接する単位区画のうち試料採取等が行われていないものについて、5の例により試料採取等を行うこと。

(2) ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等の近傍で調査指標値以上の土壌が確認された場合

3(1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地で調査指標値以上（1,000pg-TEQ/gを超える場合を除く。）の土壌が確認された場合は、当該土壌を採取した単位区画内の汚水の移動経路の直下の土壌を露出させ、目視により土壌の状況を確認する方法等により適当な地点を選定し、5(2)イ及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

(3) 搬送経路等において調査指標値以上の土壌が確認された場合

3(1)カに係る土地で調査指標値以上の土壌が確認された場合は、搬送経路等であって試料採取等が行われていない土地のうち、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100㎡の土地（対象となる土地が100㎡に満たない場合は、対象となる全ての土地）を含む単位区画について、5(2)ア及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

7 深度方向調査の実施

(1) 調査実施者は、5又は6により行った調査の結果、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準（第60条の4に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しなかった地点があるときは、隣接する全ての単位区画における試料採取等の結果と比べ、高い濃度が検出された地点で試料採取等を行うものとする。

(2) 試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 地表面又は汚染のおそれが生じた場所の位置から、深さ5 cmまで、5 cmから10 cmまで、10 cmから15 cmまで及び15 cmから20 cmまでの各深度で土壌を採取すること。

イ アにより採取されたそれぞれの土壌について、5(3)の方法により測定すること。

(3) (2)アにおける深度15 cmから20 cmまでの土壌の試料採取等の結果、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準を超過している場合にあっては、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準以下になると予想される深度まで適当な間隔をおいて(2)の例により試料採取等を実施すること。

第17号様式の2中「㊸」を削る。

第28号様式中「第63条」を「第63条第1項」に改める。

第29号様式中

「

変更事項	<input type="checkbox"/> 許可申請者の氏名、名称又は住所の変更
	<input type="checkbox"/> 法人代表者の氏名の変更
	<input type="checkbox"/> その他 ()

」

を
「

変更事項	<input type="checkbox"/> 許可申請者の氏名、名称又は住所の変更
	<input type="checkbox"/> 法人代表者の氏名の変更
	<input type="checkbox"/> 条例第75条第1項ただし書に規定する変更
	<input type="checkbox"/> その他 ()

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第88条第2項第1号及び第17号様式の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第60条の3第4項の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第70条の3第1項の規定による届出をした者について適用する。